

◎新潟県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成27年6月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
関山コミュニティセンター （旧関山農民研修センター）	妙高市大字関山 1399 番地	大集会室 （旧研修室）	167.33	平成27年4月1日